

❀ 就学支援金に関するよくある質問 ❀

【一年生】

Q 1. 自営業なので課税証明書を用意できない

A 1. 「市(町)民税・県民納税通知書」のご準備・ご提出をお願いします

Q 2. 2019年1月1日現在海外に居住していた為、課税証明書を用意できない

A 2. 提出不要です

Q 3. 海外に居住していた(または在住中)の為、マイナンバーがない

A 3. 提出不要です

Q 4. 役所に課税証明書(もしくは納税証明書)を取りに行ったら発行してもらえなかった

A 4. 必要となる証明書は「平成31年度(平成30年1月1日～12月31日分)」となります  
「平成31年1月1日～令和元年12月31日 の所得分」となるとそれは「令和2年度」のものとなりますので  
ご注意ください

Q 5. 昨年に比べて今年の収入が大幅に減少するので支援を受けたい

A 5. 本年度の支給に関しては昨年の所得を基準とし、特例は認められていません  
(本年度の支援を受けられるかは、提出されたマイナンバーをもとに県が照会をかけて審査されます)

Q 6. マイナンバーがわからない(紛失した等で)

A 6. マイナンバーを記載した住民票をご提出ください

Q 7. 支給される場合、就学支援金は振込等現金でもらえるのか

A 7. 2・3学期の学費から相殺されます

Q 8. 就学支援金の申請期日が「4月15日～17日」「13日以降」などの記載があるが、  
結局いつ提出すればいいのか

A 8. 休業措置解除後の最初の登校日に、お子様より事務室に提出をお願いします

Q 9. 就学支援金の申請書類を学校に郵送してもいいか

A 9. 基本的に郵送はお断りしてます  
休業措置解除後の最初の登校日に、お子様より事務所に提出をお願いします

Q 10. 自身が受給対象かわからないが、とりあえず申請してみてもいいか

A 10. 可能です  
県からの認定結果が判明次第、追って学校よりご連絡いたします